

公益社団法人北九州市獣医師会旅費規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人北九州市獣医師会(以下「この法人」という。)における出張の旅費及び日当に関する基本的事項を定め、その適正かつ公正な支給を期すことを目的とする。

2章 旅費及び日当

(旅費の定義)

第2条 この法人の会員及び職員が出張する場合は、市外出張旅費(別表1)市内出張旅費(別表2)を支給する。

2 出張とは、この会の用務の為に会員及び職員が住所又は勤務を離れて業務を行うことをいう。ただし移動を伴わない Web 会議等の場合は市内出張旅費(別表 2)の日当に準ずるものとする。

(日当の定義)

第3条 日当は、出張中の日数に応じ、宿泊料は出張中の宿泊数に応じてこれを支給する。

(出張の経路)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の間路及び方法により計算する。ただし、天災その他止むを得ない事情により、最も経済的な通常の間路又は方法によって出張しがたい場合はその間路及び方法によって計算する。

(精算)

第5条 旅費及び日当は、概算額を前渡しすることが出来るが、帰着して7日以内に精算しなければならない。

(旅費の不支給)

第6条 本会以外から旅費及び日当が支給された場合は、本会からは支給しない。

(会長の確認)

第7条 旅費は、用務の性質、その他の都合により会長が必要と認めた場合に限り支給する。

2 出張命令簿に会長の印を押印すること。

(復命書)

第8条 出張後は、復命書に必要事項を記入し、事務局に提出すること。

第3章 補 則

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年5月31日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

[別表1]

・市外出張旅費

職 別 区 分	会 員	職 員
鉄道又は船賃	特急料金	
陸路及び航空機	通常運賃	
自動車	高速道路料金 実費	
	燃料代 200円/10km	
日 当	10,000円	3,000円
宿泊費(1泊につき)	15,000円	

(備考)

1. 旅費計算における起点及び終点は原則として勤務地または自宅とする。ただし、公共交通機関利用の場合は最寄りの昇降地点をそれとする。
2. 鉄道及び船賃については、特急料金を基本とする。
3. 東京出張の場合は、最低1泊2日で支給する。また、交通雑費として次の金額を支給する。

1泊2日 3,000円

2泊3日 6,000円

[別表2]

・市内出張旅費

職 別 区 分	会 員	職 員
電車、バス、船賃及び駐車料金	1,000円	実 費
日 当	連続して4時間以上	5,000円
	3時間以上4時間まで	4,000円
	2時間以上3時間まで	3,000円
	1時間以上2時間まで	2,000円
	1時間まで	1,000円

(備考)

1. 委員会、理事会、監査には日当を支給しない。